



契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	履行場所	履行期間	備考
ドローン操縦士訓練	契約業者指定場所	契約締結日～令和7年3月31日	

2 入札方式： 一般競争入札

3 入札日時： 令和6年5月8日 14時30分～

4 入札場所： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格： (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
(3) 次の資格を付与されていること。
ア 資格 全省庁統一資格
イ 年度 令和04・05・06
ウ 種別 役務の提供等
エ 地域 九州沖縄
オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金： (1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除

(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法： 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効 (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札

9 契約書の作成： 有 (2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約条項 委託契約条項及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所： 航空自衛隊春日基地 基地業務群会計隊 事務室

12 その他： (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。

(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。

(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。

(5) 郵便入札の可否 可

13 問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班

担当者 新村 電話番号 092-581-4031(内線2896)

FAX番号 092-571-5594

入札書

令和6年5月8日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

申込者住所
会社名
代表者職位氏名

印

履行期限	契約締結日 ～ 令和7年3月31日	履行場所	契約業者指定場所			
品名(件名)	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
ドローン操縦士訓練	仕様書のとおり (初学者向け二等無人航空機操縦士講習(限定変更))	人	8			
	以下余白					
入札金額 ¥ 単価契約(消費税額及び地方消費税額込み価格)						
備考(辞退理由等)						
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。						

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	ドローン操縦士訓練	西空司LPS-X-16-1
		承認 令和元年5月9日
		作成 令和元年5月9日
		改正 令和5年4月12日
		令和 年 月 日
作成部隊等名	西部航空方面隊司令部 総務部援護業務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地が職業訓練として退職予定隊員に受講させるドローン操縦士訓練に係わる委託訓練（以下「本訓練」という。）について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

- a) 被訓練者 本訓練を受講する隊員をいう。
- b) 受託者 航空法（以下「法」という。）第132条の69（登録講習機関の登録）に定める登録を受けた講習機関である契約の相手方をいう。
- c) 機材 受託者が本訓練のために使用する無人航空機等をいう。
- d) 教材 受託者が本訓練のために「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（国土交通省告示第951号（令和4年9月5日））（以下「告示」という。）」に基づき使用する教程及び訓練用資料をいう。
- e) 初学者 受託者が経験者として認めるドローン民間資格等を保有していない被訓練者をいう。
- c) 経験者 受託者が経験者として認めるドローン民間資格等を保有する被訓練者をいう。

2 役務に関する要求

2.1 訓練の到達目標

本訓練は、被訓練者に対し「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）（以下「省令」という。）第6条（無人航空機講習事務の実施基準）」及び告示に基づき知識及び技能を付与するとともに、法第132条の50（試験の免除）、航空法施行規則第236条の54（登録講習機関の講習を

修了した者に対する実施試験の免除) に到達させることを目標とする。

2.2 訓練課目

- a) 初学者については、告示に定める初学者向け学科講習（対面とする。）及び実地講習とし、初学者向け講習の二等無人航空機操縦士（限定変更）とする。
- b) 経験者については、告示に定める経験者向け学科講習（対面とする。）及び実地講習とし、経験者向け講習の二等無人航空機操縦士（限定変更）とする。

2.3 履行

- a) 受託者は、被訓練者に対する訓練計画を作成し検査官に提出するものとし、様式は任意とする。
- b) 本訓練に使用する施設、機材、教材及び講師等については、受託者が準備するものとする。
- c) 訓練内容には、受託者が行う初学者向け講習又は経験者向け講習において、告示を基準とした学科及び実地講習並びに各修了審査（各1回限り。）を含むものとする。
- d) 訓練時間は、平日の0815～1700の間を基準とし、細部については官側と調整するものとする。
- e) 受託者は、被訓練者に不測の事態が生じ訓練の継続ができなくなった場合は、契約担当官と協議しその都度調整するものとする。
- f) 航空自衛隊春日基地から履行場所までの往復に要する時間は、1時間以内を基準とする。
- g) 被訓練者の予定数及び保有資格は、調達要領指定書のとおり。

2.4 訓練終了報告

受託者は、被訓練者の訓練が終了した場合、別紙様式に定める「訓練終了届」を基準とし検査官に提出するものとする。

3 個人情報の保護

受託者は個人情報を取り扱う場合は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に従い実施するものとし、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

4 協議等

この仕様書に疑義が生じた場合、又はこの仕様書に明記されていないことが生じた場合は、契約担当官等と協議すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	春役-4
	調達要求年月日	令和5年4月18日
	作成部課	西部航空方面隊司令部 総務部援護業務課
	作成年月日	令和5年4月13日
品名	ドローン操縦士訓練	
仕様書番号	西空司LPS-X-16-1	

指定事項：

2.3 履行

g) 被訓練者の保有資格は、下表のとおり。

保有する民間資格	被訓練者予定数
なし	8名

訓練終了届

項目	件名	被訓練者氏名	教育期間	備考

上記のとおり終了したので、報告します。

受託者
住所
会社名
代表者名

社
印

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 ドローン操縦士訓練

代理人使用印鑑



令和5年5月8日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住所

会社名

代表者名